

専門委員会規程

第1条 [目 的]

本規程はJHL規約第8条第2項に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第2条 [構 成]

- (1) 各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、ハンドボールに関する知識を有する者、または学識経験者等から選定し、理事会の承認をもって選任される。

第3条 [任 期]

- (1) 専門委員会の委員長および委員の任期は選任後2年経過後最初に開催される理事会の終結時までとする。ただし、補欠又は増員により選任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- (2) 各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第4条 [招集および議長]

- (1) 各専門委員会は、委員長が招集する。
- (2) 各専門委員会の議長は、委員長が務める。
- (3) 委員長に事故あるときは、予め定められた者がその職務を代行する。

第5条 [各専門委員会の所管事項]

各専門委員会の所管事項は、別表1に記載するとおりとする。

第6条 [各専門委員会の職務]

- (1) 各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。
 - ① 所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究
 - ② その他理事長から特に指示された事項
- (2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、理事長がこれを調整する。

第7条 [議事録]

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録として記録し、事務局がこれを管理する。

第8条 [事 務]

各専門委員会に関する事務は、事務局長が統括する。

第9条 [改 正]

本規程の改正は、理事会での決議に基づきこれを行うものとする。

第10条 [施 行]

本規程は、2023年6月14日から施行する。

改正 : 2025年8月27日

別表 1 所管事項

専門員会の名称	所管事項
1. 運営委員会	①. 公式試合への運営委員の派遣 ②. 公式試合の運営に関する事項 ③. 公式試合の試合記録に関する事項 ④. 公式試合の日程および開催方式に関する事項
2. 審判委員会	①. JHL 担当審判研修会の企画・立案 ②. JHL 担当テクニカルオフィシャル研修会の企画・立案 ③. JHL 担当審判員および JHL 担当テクニカルオフィシャルの表彰に関する推薦 ④. その他 JHL 担当審判員およびテクニカルオフィシャルに関する事項の検討・立案